

議案第155号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年条例第3号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>表 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>表 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

議案第156号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第157号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
(手当) 第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 (略)	(手当) 第3条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 (略)

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>

議案第158号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 5～7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 4～6 (略) 第27条 (略) 2～5 (略) 6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 7～9 (略)</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」とする。 5～7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 4～6 (略) 第27条 (略) 2～5 (略) 6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。 7～9 (略)</p>

附 則

別表第1(第3条関係)

(略)

別表第3(第6条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

別表第5(第26条関係)

(略)

別表第7(第27条関係)

(略)

附 則

(在職者の号給の調整)

48 市長は、令和5年4月1日前から引き続き在職する職員(市長が定める職員に限る。)の号給について、令和5年4月1日以降に採用された職員の号給との権衡上必要があると認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

別表第1(第3条関係)

(略)

別表第3(第6条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

別表第5(第26条関係)

(略)

別表第7(第27条関係)

(略)

【別記】

(現行)

行政職給料表昇格時号給対応表

(その1)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
18	6	1	18	1	6	10
19	7	1	19	1	7	11
20	8	1	20	1	8	12
21	9	1	21	1	9	13
22	11	1	22	1	10	14
23	13	1	23	1	11	15
24	15	1	24	1	12	16

消防職給料表昇格時号給対応表

(その2)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
50	35	22	54	37	50
51	37	23	55	38	51
52	39	24	56	38	52
53	41	25	57	39	53
54	42	26	58	39	53
55	43	27	59	40	54
56	44	28	60	40	54
57	45	29	61	41	55
58	46	30	62	42	55
59	47	31	63	43	56
83	71	55	87	59	66
84	72	56	88	60	66
85	73	57	89	61	67
86	74	58	90	61	67

87	75	59	91	62	68
88	76	60	92	62	68
89	77	61	93	63	69
90	78	62	94	63	69
91	79	63	95	64	69
92	80	64	96	64	70
93	81	65	97	65	70
94	82	66	98	66	70
95	83	67	99	67	71
96	84	68	100	68	71
97	85	69	101	69	71
98	85	70	102	69	72

医療職給料表(一)昇格時号給対応表
(その3)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
34	18	22	14
35	19	23	15
36	20	24	16
37	21	25	17
38	22	26	18
39	23	27	19
40	24	28	20
41	25	29	21
42	25	30	22
43	26	31	23
44	26	32	24
45	27	33	25
46	27	34	26
47	28	35	27
66	46	49	42

<u>67</u>	<u>47</u>	<u>50</u>	<u>43</u>
<u>68</u>	<u>48</u>	<u>50</u>	<u>44</u>
<u>69</u>	<u>49</u>	<u>51</u>	<u>45</u>
<u>70</u>	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>45</u>
<u>71</u>	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>46</u>
<u>72</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>46</u>
<u>73</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>47</u>
<u>74</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>47</u>
<u>75</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>48</u>

医療職給料表(二)昇格時号給対応表
(その4)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<u>70</u>	<u>62</u>	42	50	54	55
<u>71</u>	<u>63</u>	43	51	55	56
<u>72</u>	<u>64</u>	44	52	56	56
<u>73</u>	<u>65</u>	45	53	57	57
<u>74</u>	<u>65</u>	46	54	58	58
<u>75</u>	<u>66</u>	47	55	59	59
<u>76</u>	<u>66</u>	48	56	60	60
<u>77</u>	<u>67</u>	49	57	61	61
<u>78</u>	<u>67</u>	50	58	62	
<u>79</u>	<u>68</u>	51	59	63	
<u>80</u>	<u>68</u>	52	60	64	
<u>81</u>	<u>69</u>	53	61	65	
<u>82</u>	<u>70</u>	54	62	66	
<u>83</u>	<u>71</u>	55	63	67	
<u>84</u>	<u>72</u>	56	64	68	
<u>85</u>	<u>73</u>	57	65	69	
<u>86</u>	<u>73</u>	58	66	70	
<u>87</u>	<u>73</u>	59	67	71	
<u>88</u>	<u>74</u>	60	68	72	

89	74	61	69	73	
90	74	62	70	74	
91	75	63	71	75	
92	75	64	72	76	
93	75	65	73	77	
94	76	66	74	77	
95	76	67	75	77	
96	76	68	76	77	
97	77	69	77	77	

(改正案)

行政職給料表昇格時号給対応表

(その1)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
18	7	1	18	1	6	10
19	9	1	19	1	7	11
20	11	1	20	1	8	12
21	13	1	21	1	9	13
22	14	1	22	1	10	14
23	15	1	23	1	11	15
24	16	1	24	1	12	16

消防職給料表昇格時号給対応表

(その2)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
50	35	22	54	38	49
51	37	23	55	39	50
52	39	24	56	40	50
53	41	25	57	41	51
54	42	26	58	41	51

<u>55</u>	<u>43</u>	<u>27</u>	<u>59</u>	<u>42</u>	<u>52</u>
<u>56</u>	<u>44</u>	<u>28</u>	<u>60</u>	<u>42</u>	<u>52</u>
<u>57</u>	<u>45</u>	<u>29</u>	<u>61</u>	<u>43</u>	<u>53</u>
<u>58</u>	<u>46</u>	<u>30</u>	<u>62</u>	<u>43</u>	<u>54</u>
<u>59</u>	<u>47</u>	<u>31</u>	<u>63</u>	<u>44</u>	<u>55</u>
<u>83</u>	<u>71</u>	<u>55</u>	<u>87</u>	<u>59</u>	<u>65</u>
<u>84</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>88</u>	<u>60</u>	<u>66</u>
<u>85</u>	<u>73</u>	<u>57</u>	<u>89</u>	<u>61</u>	<u>66</u>
<u>86</u>	<u>74</u>	<u>58</u>	<u>90</u>	<u>61</u>	<u>66</u>
<u>87</u>	<u>75</u>	<u>59</u>	<u>91</u>	<u>62</u>	<u>67</u>
<u>88</u>	<u>76</u>	<u>60</u>	<u>92</u>	<u>62</u>	<u>67</u>
<u>89</u>	<u>77</u>	<u>61</u>	<u>93</u>	<u>63</u>	<u>67</u>
<u>90</u>	<u>78</u>	<u>62</u>	<u>94</u>	<u>63</u>	<u>68</u>
<u>91</u>	<u>79</u>	<u>63</u>	<u>95</u>	<u>64</u>	<u>68</u>
<u>92</u>	<u>80</u>	<u>64</u>	<u>96</u>	<u>64</u>	<u>68</u>
<u>93</u>	<u>81</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>65</u>	<u>69</u>
<u>94</u>	<u>82</u>	<u>66</u>	<u>98</u>	<u>66</u>	<u>69</u>
<u>95</u>	<u>83</u>	<u>67</u>	<u>99</u>	<u>67</u>	<u>70</u>
<u>96</u>	<u>84</u>	<u>68</u>	<u>100</u>	<u>68</u>	<u>70</u>
<u>97</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>101</u>	<u>69</u>	<u>71</u>
<u>98</u>	<u>85</u>	<u>70</u>	<u>102</u>	<u>69</u>	<u>71</u>


医療職給料表(一)昇格時号給対応表
(その3)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
<u>34</u>	<u>17</u>	22	14
<u>35</u>	<u>18</u>	23	15
<u>36</u>	<u>18</u>	24	16
<u>37</u>	<u>19</u>	25	17
<u>38</u>	<u>19</u>	26	18
<u>39</u>	<u>20</u>	27	19

<u>40</u>	<u>20</u>	28	20
<u>41</u>	<u>21</u>	29	21
<u>42</u>	<u>22</u>	30	22
<u>43</u>	<u>23</u>	31	23
<u>44</u>	<u>24</u>	32	24
<u>45</u>	<u>25</u>	33	25
<u>46</u>	<u>26</u>	34	26
<u>47</u>	<u>27</u>	35	27
<u>66</u>	<u>46</u>	<u>49</u>	<u>41</u>
<u>67</u>	<u>47</u>	<u>50</u>	<u>42</u>
<u>68</u>	<u>48</u>	<u>50</u>	<u>42</u>
<u>69</u>	<u>49</u>	<u>51</u>	<u>43</u>
<u>70</u>	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>43</u>
<u>71</u>	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>44</u>
<u>72</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>
<u>73</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>45</u>
<u>74</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>46</u>
<u>75</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>47</u>

医療職給料表(二)昇格時号給対応表
(その4)

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<u>70</u>	<u>61</u>	42	50	54	55
<u>71</u>	<u>62</u>	43	51	55	56
<u>72</u>	<u>62</u>	44	52	56	56
<u>73</u>	<u>63</u>	45	53	57	57
<u>74</u>	<u>63</u>	46	54	58	58
<u>75</u>	<u>64</u>	47	55	59	59
<u>76</u>	<u>64</u>	48	56	60	60
<u>77</u>	<u>65</u>	49	57	61	61
<u>78</u>	<u>66</u>	50	58	62	

<u>79</u>	<u>67</u>	51	59	63	
80	68	52	60	64	
81	69	53	61	65	
<u>82</u>	<u>69</u>	54	62	66	
83	<u>70</u>	55	63	67	
<u>84</u>	<u>70</u>	56	64	68	
85	<u>71</u>	57	65	69	
86	<u>71</u>	58	66	70	
<u>87</u>	<u>72</u>	59	67	71	
88	<u>72</u>	60	68	72	
89	<u>73</u>	61	69	73	
<u>90</u>	<u>73</u>	62	70	74	
91	<u>73</u>	63	71	75	
<u>92</u>	<u>74</u>	64	72	76	
93	<u>74</u>	65	73	77	
<u>94</u>	<u>74</u>	66	74	77	
95	<u>75</u>	67	75	77	
<u>96</u>	<u>75</u>	68	76	77	
<u>97</u>	<u>75</u>	69	77	77	
					

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 5～7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 4・5 (略) (会計年度任用職員の給与) 第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。以下「会計年度任用職員」という。)には、第3条から第23条まで(次条第4項から第6項まで及び第8項から第10項までの規定並びに第27条第3項において準用する場合を除く。)の規定にかかわらず、次条から第30条までの規定の定めるところにより、報酬、期末手当</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 5～7 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 4・5 (略) (会計年度任用職員の給与) 第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。以下「会計年度任用職員」という。)には、第3条から第23条まで(次条第4項から第6項まで及び第8項から第11項までの規定並びに第27条第3項において準用する場合を除く。)の規定にかかわらず、次条から第30条までの規定の定めるところにより、報酬、期末手当</p>

及び費用弁償_____を支給する。

第26条 (略)

2～6 (略)

7 月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員には、期末手当_____を支給する。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当_____は、支給日又は支給日の属する月の前月の末日に在職する者のうち、規則で定める者について支給する。

6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に100分の125を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

7 (略)

、勤勉手当及び費用弁償を支給する。

第26条 (略)

2～6 (略)

7 月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

8 (略)

9 第20条の規定は、第7項の勤勉手当について準用する。この場合において、第20条第3項第1号中「前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項の規定により当該報酬の額に加算する額及び同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 (略)

11 (略)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、支給日又は支給日の属する月の前月の末日に在職する者のうち、規則で定める者について支給する。

6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に100分の122.5を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

7 第5項の勤勉手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に100分の102.5を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

8 (略)

8 (略)

9 第7項第2号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

9 (略)

10 第8項第2号に掲げる者に支給する通勤に係る費用弁償の額は、自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

議案第159号

財産（胃部X線撮影装置一式）の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)
富士フイルムメディカル㈱	20,600,000

落札

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥2,060,000.-
- 4 契約までの経緯

令和5年9月14日を開札日と定めて制限付き一般競争入札を行ったが予定価格超過となり、その翌日に行った再入札も予定価格超過となったため随意契約に移行しようとしたが、協議不成立のため不調となった。その後、改めて制限付き一般競争入札を行い、上記開札結果のとおり落札となった。